平成28年５月12日

各　　位

会　社　名　三重交通グループホールディングス株式会社
代 表 者 名　取締役社長　岡本　直之
（コード：３２３２　東証第一部、名証第一部）
問 合 せ 先　企画室部長　小泉　智義
（TEL.　０５９－２１３－０３５１）

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 28 年５月 12 日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社グループは、昭和 19 年に三重県内の七つの交通事業者が合併して誕生した「三重交通」を起源とした企業集団であります。三重県を主体とした中部圏、並びに首都圏及び関西圏において、運輸、不動産、流通、レジャー・サービスの各セグメントで、事業を展開し、長年のバス事業で培ってきた信頼を、他セグメントにおいても活かしながら、事業拡大を図ってまいりました。

このような中、当社は、平成 27 年３月に東京証券取引所市場第一部に上場し、次なる成長戦略として、平成 28 年２月８日に中期経営計画（平成 28 年度～平成 30 年度）を策定いたしました。当社は本中期経営計画に基づき、「安全・安心・安定・快適なサービスの提供」、「成長分野への戦略的投資」、「経営の安定性確保」を基本方針とし、重点課題の達成に向けて、注力してまいります。

一方、当社は、平成 21 年３月末に 1,028 億円であった有利子負債残高を、平成 27 年３月末には 614 億円にまで圧縮し、次なる成長を見据えた収益増強のための新規投資が可能な体制を整えるとともに、保有資産の効率化と重点分野の選定を行ってまいりました。今般、前述の中期経営計画において、「賃貸事業の強化」、「太陽光発電事業を中心とした環境エネルギー事業の推進」、「流通セグメント各事業の多店舗化」、「宿泊特化型ホテル『三交イン』の店舗網拡充」を重点課題の中の注力分野とし、これらに積極的に投資していくことで、持続的成長に取り組んでまいります。

また、平成 28 年５月に開催を控えた伊勢志摩サミットに対しては、開催前に鳥羽シーサイドホテルの改修を完了し、開催後においても伊勢市駅前に三交インの 11 号店を新築するなど、万全の体制で、国内外のお客様をおもてなしできるように取り組んでまいります。

今回の自己株式の処分による調達資金は、鳥羽シーサイドホテルの改修工事等、三交イン伊勢市駅前の新築及びメガソーラー発電所建設に係る設備投資資金に充当する予定であります。これら注力分野における積極的な投資による収益力向上と資本増強による財務体質の強化を図ることで、長期的に持続可能な経営基盤の構築と、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

１．公募による自己株式の処分（一般募集）

（１）募集株式の種類及び数　当社普通株式　5,000,000 株

（２）払込金額の決定方法　日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 28 年５月 23 日(月)から平成 28 年５月 26 日(木)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。

（３）募集方法　一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。

（４）引受人の対価　引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

（５）申込期間　処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の２営業日後の日まで。

（６）払込期日　平成 28 年５月 30 日(月)から平成 28 年６月２日(木)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の５営業日後の日とする。

（７）申込株数単位　100 株

（８）払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　岡本　直之に一任する。

（９）上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

２．株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞１．を参照のこと。）

（１）売出株式の種類及び数　当社普通株式　750,000 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、または本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定される。

（２）売出人　野村證券株式会社

（３）売出価格　未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）

（４）売出方法　一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 750,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。

（５）申込期間　一般募集における申込期間と同一とする。

（６）受渡期日　一般募集における払込期日の翌営業日とする。

（７）申込株数単位　100 株

（８）売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　岡本　直之に一任する。

（９）上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

３．第三者割当による自己株式の処分（後記＜ご参考＞１．を参照のこと。）

（１）募集株式の種類及び数　当社普通株式　750,000 株

（２）払込金額の決定方法　処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。

（３）割当先　野村證券株式会社

（４）申込期間(申込期日)　平成 28 年６月 17 日(金)

（５）払込期日　平成 28 年６月 20 日(月)

（６）申込株数単位　100 株

（７）上記(４)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、募集を打切るものとする。

（８）払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　岡本　直之に一任する。

（９）上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

＜ご参考＞

１．オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「２．株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「１．公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 750,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、750,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 28 年５月 12 日(木)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 750,000 株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)を、平成 28 年６月 20 日(月)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 28 年６月 13 日(月)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数がその限度で減少し、または処分そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

２．今回の一般募集及び本件第三者割当による自己株式数の推移

現在の自己株式数	13,344,693 株	（平成 28 年４月 30 日現在）
一般募集による処分株式数	5,000,000 株	
一般募集後の自己株式数	8,344,693 株	
本件第三者割当による処分株式数	750,000 株	（注）
本件第三者割当後の自己株式数	7,594,693 株	（注）

（注） 前記「３．第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数（処分株式数）の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、処分が行われた場合の数字です。

３．調達資金の使途

（１）今回の調達資金の使途

一般募集及び本件第三者割当に係る手取概算額合計上限 3,030,025,000 円については、全額を当社グループの設備投資資金に充当する予定であります。

具体的には、951,750,000 円を平成 28 年６月までに鳥羽シーサイドホテルの改修工事等に係る設備投資資金（当社子会社である三重交通株式会社において 498,750,000 円及び当社子会社である鳥羽シーサイドホテル株式会社において 453,000,000 円）に、738,278,000 円を平成 28 年 11 月までに当社子会社である三重交通株式会社における宿泊特化型ホテル「三交イン伊勢市駅前」の新築工事に係る設備投資資金に、残額を平成 29 年３月までに当社子会社である三交不動産株式会社における穴川メガソーラー発電所の太陽光発電施設新設工事に係る設備投資資金の一部に充当する予定であります。また、上記当社子会社の設備投資資金への充当については、当社から当該子会社への投融資を通じて行う予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画は、平成 28 年５月 12 日現在（ただし、既支払額については平成 28 年３月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。資金調達方法欄は、今回の自己株式処分資金を含めて記載しております。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
三重交通㈱	桑名営業所 (三重県桑名市) 他	運輸	乗合バス35両 貸切バス８両 貨物車１両	1,094	—	自己資金及び借入金	平成28年４月	平成29年３月	—
三重交通㈱	三交イン伊勢市駅前 (三重県伊勢市)	運輸	賃貸資産	992	254	自己株式処分資金及び借入金	平成27年10月	平成28年11月	客室数 130室
三重交通㈱	鳥羽シーサイドホテル (三重県鳥羽市)	運輸	建物改修	498	—	自己株式処分資金	平成27年９月	平成28年４月	—
名阪近鉄バス㈱	名古屋営業所 (愛知県名古屋市中村区)	運輸	乗合バス４両 貸切バス12両	582	—	自己資金及び借入金	平成28年４月	平成29年３月	—
三交不動産㈱	多気町第３ソーラー発電所 (三重県多気郡多気町)	不動産	太陽光発電施設	555	10	借入金	平成28年８月	平成28年12月	発電規模 2.2MW
三交不動産㈱	穴川メガソーラー発電所 (三重県志摩市)	不動産	太陽光発電施設	3,260	150	自己株式処分資金及び借入金	平成28年３月	平成29年３月	発電規模 13.8MW
三交不動産㈱	立神メガソーラー発電所 (三重県志摩市)	不動産	太陽光発電施設	3,929	330	借入金	平成28年10月	平成29年12月	発電規模 13.3MW
三交不動産㈱	大仏山メガソーラー発電所 (三重県伊勢市)	不動産	太陽光発電施設	4,342	19	借入金	平成28年10月	平成30年８月	発電規模 12.0MW
三交不動産㈱	南伊勢第２メガソーラー発電所 (三重県度会郡南伊勢町)	不動産	太陽光発電施設	3,220	176	借入金	平成29年11月	平成30年９月	発電規模 12.7MW
鳥羽シーサイドホテル㈱	鳥羽シーサイドホテル (三重県鳥羽市)	レジャー・サービス	内装工事	460	7	自己株式処分資金及び借入金	平成27年９月	平成28年４月	—

（注）　上記金額には消費税等は含まれておりません。

（２）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（３）業績に与える影響

本資金調達の実施は、当社グループの持続的な成長・発展を実現するための成長基盤及び財務基盤の確立に寄与するものと考えております。

４．株主への利益配分等

（１）利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置付けております。当社の配当につきましては、長期にわたり安定した経営基盤の構築に努め、業績の推移、将来のための内部留保などを勘案しつつ、安定的な配当を重視することを基本としております。

（２）配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、連結業績の安定化が図れるまで中間配当を見送る予定であります。なお、当社は、「会社法第 459 条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨を定款に定めております。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（３）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営環境の急激な変化・発展に対応した収益基盤の強化・拡充と、積極的な事業展開に備えるため有効投資していく所存であります。

（４）過去３決算期間の配当状況等

	平成25年３月期	平成26年３月期	平成27年３月期	平成28年３月期
１株当たり連結当期純利益	23.17円	28.66円	30.52円	32.23円
１株当たり年間配当金 (内１株当たり中間配当金)	5.00円 (－)	6.00円 (－)	6.00円 (－)	6.00円 (－)
実績連結配当性向	21.6%	20.9%	19.7%	18.6%
自己資本連結当期純利益率	8.5%	9.7%	9.4%	9.0%
連結純資産配当率	1.8%	2.0%	1.8%	1.7%

（注）１　実績連結配当性向は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結当期純利益で除した数値です。

２　自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益（または親会社株主に帰属する当期純利益）を自己資本（純資産合計から少数株主持分（または非支配株主持分）を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。

３　連結純資産配当率は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

４　平成26年３月期の１株当たり年間配当金は、当社の上場会社としての前身である三重交通株式会社が、平成26年２月に創立70周年を迎えましたことから、記念配当１円を含んでおります。

５　平成27年３月期の１株当たり年間配当金は、当社株式が平成27年３月19日に東京証券取引所市場第一部へ上場したことを記念した記念配当１円を含んでおります。

６　平成28年３月期の年間配当金について、平成28年５月12日付「決算短信」にて、１株当たり６円とする旨を発表しております。平成28年３月期の年間配当金は、平成28年６月21日開催予定の当社定時株主総会の決議を条件として行われます。

７　平成28年３月期の数値は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査法人の監査はなされておりません。

５．その他

（１）　配分先の指定

該当事項はありません。

（２）　潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

（３）　過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去３年間に行われたエクイティ･ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 26 年３月期	平成 27 年３月期	平成 28 年３月期	平成 29 年３月期
始　値	249 円	269 円	425 円	594 円
高　値	280 円	450 円	610 円	606 円
安　値	242 円	250 円	400 円	550 円
終　値	268 円	431 円	594 円	578 円
株価収益率	9.4 倍	14.1 倍	18.4 倍	－

（注）１　株価は、平成 27 年３月 18 日までは名古屋証券取引所市場第一部におけるものであり、平成 27 年３月 19 日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
２　平成 29 年３月期の株価については、平成 28 年５月 11 日(水)現在で表示しております。
３　株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の１株当たり連結当期純利益（平成 28 年３月期の数値については、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査法人の監査はなされておりません。）で除した数値です。

③過去５年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

（４）　ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である近鉄グループホールディングス株式会社及び当社株式を信託財産とする退職給付信託の委託者である近畿日本鉄道株式会社は野村證券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以　　上

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。